

平成31年3月定例総会

平成31年3月5日開催

議 事 録

土佐清水市農業委員会

平成30年度第12回土佐清水市農業委員会議事録

1. 開催日時 平成31年3月5日（火） 午前10時から11時20分

2. 開催場所 土佐清水市役所 二階 会議室

3. 出席委員 (11人)

会長	5番	中山	巖
職務代理	2番	岡崎	直正
	1番	黒原	一寿
	3番	山本	美加
推進委員	1番	池田	克彦
	3番	横山	保幸
	4番	宮上	昌三
	5番	上野	清吉
	6番	弘田	好希
	7番	田邊	昌一
	8番	池	俊伸

4. 欠席委員 (1人)

4番	橘	なぎさ
2番	西村	芳秀

5. 議事日程

議案第1号	農地法第3条に係る許可の審議について
議案第2号	農地利用集積計画（利用権の設定）の合意解約の報告について
議案第3号	農用地利用配分計画（案）についての意見聴取
議案第4号	土佐清水市農業振興地域整備計画の変更（農用地除外）についての意見聴取
議案第5号	非農地証明の審議について
議案第6号	その他の件について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長兼農林水産課長	二宮	眞弓
農林水産課長補佐	岡田	哲治
事務局係長	中山	真寿美
事務局員	細川	美佐
農林水産課農業係長	濱田	三幸

会議の概要

議長
(中山会長)

それでは、ただ今から土佐清水市農業委員会、3月定例総会を開催いたします。

この際、本日の遅刻・欠席について、報告を申し上げます。
西村委員より欠席の連絡を受けております。橘委員も欠席です。

それでは、議事に移ります。本日の議題は、
議案第1号 農地法3条の許可の審議について
議案第2号 農地利用集積計画(利用権の設定)の合意解約の報告について
議案第3号 農地利用配分計画(案)についての意見聴取
議案第4号 土佐清水市農業振興地域整備計画の変更(農用地除外)についての意見聴取
議案第5号 非農地証明の審議について
議案第6号 その件について
の審議についてお願いいたします。

なお、本日の議事録署名人として
3番 山本 委員
1番 黒原 委員 の2名を指名いたします。

議長
(中山会長)

最初に 議案第1号 農地法第3条の規定による許可の審議について事務局の説明を求めます。

事務局
(中山)

それでは、議案第1号 農地法第3条の規定に基づく許可の審議について、申請番号4番のご説明をいたします。

議案書2ページと3ページをお願いします。

申請者のうち譲渡人の住所氏名は記載のとおり、年齢62歳、建築業。譲受人は42歳、建築業と農業の兼業です。地区担当委員は岡崎委員です。事由は贈与となっております。土地の所在は記載のとおりで、登記簿地目、現況地目ともに田、面積が801㎡となっております。贈与による所有権の移転です。

譲受人は本市で2,392㎡の農地を耕作しています。先月の定例総会にて承認を受け、2月10日に利用権を設定済みの農地です。農作業従事日数は、年間約150日。農機具の保有台数については、トラック1台、トラクター1台、田植機1台、コンバイン2台、軽トラ1台、乾燥機1台となっております。

3ページに、位置図と現況を示しておりますのでご確認ください。

申請地は宗呂上地区の農地で、譲渡人は県外在住の為、以前より兄である譲受人の父親と甥にあたる譲受人が、土地の管理も含め共同で耕作しており

ましたが、健在なうちに甥に農地を譲りたいということで、今回の申請となりました。

譲受人については、先月の定例総会において農地の利用権設定についてご審議いただきました。譲受人は兼業農業者であるものの、今後の規模拡大の意向もあり、機械の保有状況や作業従事日数から、耕作に供すべき農地について効率的に利用できるものという判断により、それまで父親と共同で耕作していた2,392㎡の農地について、所有者である父親から利用権の設定を受けています。

4ページの調査書をご覧ください。農地法第3条の規定による所有権移転について、許可相当とする判断理由としまして、全部効率利用については、譲受人の経営農地は全て耕作されており、保有している農機具の能力、農作業に従事する状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれるため該当しない、信託については信託ではありませんので該当しない、農作業常時従事については、譲受人はすでに当該土地も含め、効率的な利用を行っていることから、該当しません。下限面積については、譲受人が耕作の事業に供すべき農地（利用権設定面積）は、本件により取得予定の農地面積を含めて本市の下限面積を超えますので該当しない、転貸については申請地は譲渡人の所有農地であり、転貸にはあたりませんので該当しない、地域調和については、取得する農地の周辺は稲作が行われており、譲受人も同様に稲作を行いますので、本件の権利取得により近隣農地に支障は生じないものと考えられるため該当しません。以上、本申請につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可用件の全てを満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。事務局からの説明は以上です。

議長 　　ただ今の説明に関して、地区担当委員より補足説明があればお願いします。

岡崎委員 　事務局的説明のとおりです。それと、本人も若く、今後、規模を拡大していきたいとも言うておりましたので、よろしくお願いします。

議長 　　以上で議案についての説明が終わりました。
これより質疑に移ります。質疑のある方は、挙手のうえ指名を受けてから質問をお願いします。何かありませんか？

横山委員 　はい、今説明があったとおりで、何がどうこう言う必要は無いかと思います。

議長 　　他に何かありませんか？
ないようですので、これで質疑を打ち切り、農地利用最適化推進委員からの意見聴取を行います。推進委員より本件について異議はございませんか？

推進委員

異議なしの声

議長

異議がないようですので、これより採決に移ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可の審議について

をおはかりします。議案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

挙手全員により、可決と致します。

議長

次に、議案第2号 農用地利用集積計画(利用権の設定)の合意解約の報告について と、議案第3号 農用地利用配分計画(案)についての意見聴取について、合わせて担当者の説明を求めます。

事務局
(濱田)

はい、すみません、農業係より説明させていただきます。議案書5ページからお願いいたします。

まず、5ページの、議案第2号 農用地利用集積計画の合意計画の報告についてを、続けて説明します。

貸人については、高知県農業公社。借人が農事組合法人 ふぁー夢宗呂川です。土地の表示につきましては、土佐清水市宗呂字上八子ノモト丙315番。地目につきましては、台帳、現況ともに田、面積が642㎡。合意解約日が平成31年2月14日です。合意解約の理由としましては、農作業の効率化から、地区内の経営農地の集約を進めるため、地域内の農業者と経営農地の再配分により交換するため合意解約するということです。

次のページをめくって頂きまして、6ページに対象農地の写真を載せております。黄色い吹き出しで出てます、この赤と青(こい青)の中に緑の塗られたところがあります、ここが対象農地です。

続けて、7ページの方に同じく合意解約です。貸人は同じく農業公社。借人が宗呂上の農業者、記載のとおりです。

土地の表示が、土佐清水市宗呂字下新改丙918番。地目は台帳、現況ともに田、面積は566㎡。先ほどと同じく平成31年2月14日解約です。合意解約の理由についても同じものです。

8ページに航空写真の地図を載せております。こちらも、黄色い吹き出しで、農地のところは、緑色に塗られているところが対象農地となっております。

続けて、この2つの土地を入れ替えて、再配分で入れ替えるということですが再配分(案)につきましては、9ページからお願いします。

議案第3号としまして、再配分計画(案)についての意見聴取としております。

借受人が、農事組合法人ふぁー夢宗呂川で、耕作を行う面積が264,160㎡、内、中間管理機構を通して利用権を設定する農地が195,035㎡となっております。ちょっと見にくいですが、中の段に配分計画(案)を載せておりまして、左からNo.1の土地が今回、農事組合法人ふぁー夢宗呂川に配分される土地です。

使用貸借、中ほどにあります。使用貸借につきましては、どちらの土地も平成27年12月10日付けで機構の方に集積されておりまして、37年の12月9日までは、農地中間管理機構が借受けている土地となっております。

右側のところの、左の農用地等の借受見込みについて、ふぁー夢宗呂川と地区内の農業者の名前が順番に載っていますが、始期につきましては、今回この配分計画（案）を農業公社の方に送って、知事の公告があつてから、機構が借りている残りの期間の平成37年12月9日までとなっております。

一番下の段に、借受選定理由書を付けさせていただいておりますが、市内で中間管理事業を通して、農地集積を進めたいと手を挙げられている受け手の方が、中ほどに借受希望者で一覧で載っております。この中で一番検討選定理由について基本的事項から検討して、○が多い一番上の方を優先順位として配分したということになっております。

次のページ10ページに、同じく市内の先ほどの農地について、農業者の方が借受けるものを、同じものを載せさせていただいております。一番下になりますけれども、借受選定理由についても、この方が機構を通して借りたいと希望している市内の農業者の方の中で、一番優先順位が高いということで選定しております。説明は以上です。よろしく、ご審議のほどお願いいたします。

議長 ただ今の説明に関して、地区担当委員より補足説明があればお願いいたします。

岡崎委員 ただ今の事務局の説明のとおりです。ふぁー夢宗呂川と地区の農業者の現在耕作している部分を、集積のために交換したという形になっています。審議のほど、よろしく申し上げます。

議長 以上で、報告と説明が終わりました。
これより質疑に移ります。質疑のある方は、挙手のうえ指名を受けてから質問をお願いします。

何かありませんか？ 横山委員。

横山委員 選定理由のところに書いてあるように、農業の効率化と集約のために必要なことやと思いますので、異議はありません。

議長 他にありませんか。
ないようですので、これで質疑を打ち切り、農地利用最適化推進委員からの意見聴取を行います。議案第2号については報告事項ですので、議案第3号について、推進委員より異議はございませんか。

推進委員 ありません。

議長

ないようですので、これで質疑を打ち切り、採決に移ります。

議案第3号 農用地利用配分計画(案)についての意見聴取

をおはかりします。議案のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。よって本件は可決と致します。

次に、議案第4号 土佐清水市農業振興地域整備計画の変更(農用地除外)についての意見聴取 について、事務局の説明を求めます。

事務局
(中山)

それでは、議案書11ページをお願いします。

議案第4号 土佐清水市農業振興地域整備計画の変更(農用地除外)についての意見聴取 についてを説明させていただきます。

区域から除外を申し出る土地の概要としまして、土地の所在は記載のとおりです。地目は登記上が畑、現況は雑種地となっております。面積が231㎡。登記名義人は記載のとおりとなっております。

除外申出の内容としまして、現況に合わせて登記を変更するための申請です。

場所につきましては、下の写真をご覧ください。旧JAの布の出張所の近くにある土地です。現況は右の写真のとおりです。12ページにも現況の写真がありますので合わせてご覧ください。

申請地は、約40年前に農地転用許可を受けている土地で、転用許可後、倉庫を建築し、現在に至ります。転用後に地目を変更していなかったため、登記地目が農地のままとなっております。また、本来ならば農用地からの除外を受けたうえで転用許可が出ているはずですが、現在この土地は、農業振興地域整備計画の農用地区域に設定されております。

本市において、農地台帳を書類で管理していたものを電算化する際に、当該土地の登記地目が農地であったため、農地として台帳に登録され、農地転用許可済みのため台帳からはじかなければならないところ、見落としなのかなんらかの理由で残ってしまったのではないかと考えられます。

そのため、農業振興地域の見直しを行った際、どの時点かで、農地として再び農用地区域に指定したのではないかと考えておりますが、転用時に除外が抜かっていた可能性もあります。

この土地については、過去に転用許可が出されていたことと、現況から非農地であると考えられますが、農用地から除外後に非農地証明を出す必要があることから、非農地証明を出すことを前提に、当該土地を農用地区域から除外することについて、ご審議いただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。事務局からの説明は以上です。

議長 　ただ今の説明に対して、地区担当委員より補足説明があればお願いします。

宮上委員。　

宮上委員 　先月の2月の28日に、現地を確認しました。事務局の説明のとおり、もう何十年も前に、造成といいますか、擁壁をついて、見ての通り倉庫も建っております。もう、現状としては農地としては使用が不可能ではないかと思えます。審議のほど、よろしくお願いします。

議長 　以上で、議案についての説明が終わりました。これより質疑に移ります。質疑のある方は、挙手のうえ指名を受けてから質問をお願いします。

横山委員

横山委員 　この地域整備計画は、何時頃決まったものなが？

事務局 　一番最初に作られたのが、たしか昭和48年ごろだったと思うんですけども、その後、定期的に短いスパンで行くと5年、長いときは10年ほどのスパンで、見直しが行われています。で、直近ですと平成23年に制定したのが直近です。その後は、個別で除外したりだとかして、変更はしてますけれども、大掛かりな変更は23年が最後です。

横山委員 　こうやって、長い年月が経つ中で計画が実行されんということは、あまり必要性がないがやないろうかと思われまますので、除外しても良いがやないですか。

議長 　はい、その他、ありませんか？

宮上委員 　この近くも、だいぶこういうような状態になっちょうね。

横山委員 　僕も立石は行ったことがあるのですが、ずっと以前からこんなまんまやっただと思いたすがね。

議長 　他にありませんか？
ないようですので、これで質疑を打ち切り、農地利用最適化推進委員からの意見聴取を行います。推進委員より本件についての異議はございませんか。

推進委員 　ありません。

議長 　意義がないようですので、これより採決に移ります。

議長

議案題4号 土佐清水市農業振興地域整備計画の変更(農用地除外)についての意見聴取 について、おはかりします。

議案のとおり農用地から除外することを承認する農業委員の挙手を求めます。

挙手全員でありますので、本件議案は承認することとし、意見書を提出することとします。

次に、議案第5号 非農地証明の審議について 事務局の説明を求めます。

事務局
(中山)

それでは、議案書の13ページ、14ページをお願いします。

議案第5号、非農地証明の審議についてご説明いたします。申請番号22、申請人の住所氏名及び土地の所在地番は記載のとおりです。登記地目は畑、面積は363㎡です。申請日は平成31年2月12日で、中山会長と共に2月19日に現地確認を行いました。13ページ下の位置図を見ていただきますと、申請地は、松崎の半島部分、国道から約200mほど南に入ったところに位置しております。その右の写真は、申請地の区画を示しております。

次の14ページが現況写真となっております。申請地は、横方向と奥行き方向にそれぞれ傾斜があるため、畑としては使いづらく約25年間使用されておりました。現地確認前に申請者が草刈りをしたとのことで、奥に大きな木が見えるほかは、農地復旧可能なように見受けられますが、実際には竹の根が残っており、抜根して農地に復旧するには通常の農業用機械では困難であると思われまます。申請地の両側は住宅であり、今後農地としての活用も見込まれませんので、市の非農地基準に照らして、非農地証明の交付は妥当であると判断しますが、よろしくご審議の程お願いいたします。

議長

ただ今の説明に関して、地区担当委員より補足説明を行います。

中山委員

写真。14ページの写真の下の写真を見てください。左側の奥の方で、約1,5mくらいの隣の家との落差があります。右側の壁は、落差が約2,5mぐらいで、奥に防風林がありますが、その辺りになりますと、3m以上の落差があります。形は傾斜地で、なかに葦の根がありました。以上で報告を終わります。

議長

以上で、議案についての説明が終わりました。これより質疑に移ります。質疑のある方は、挙手のうえ指名を受けてから質問をお願いします。何かありましたら、お願いします。

何かありませんか？ ないようですので、これで質疑を打ち切り、農地利用推進委員からの意見聴取を行います。推進委員より本件について異議はございませんか。

推進委員

ありません。

議長

ないようですので、これより採決に移ります。

議案第5号 非農地証明の審議について を、おはかりします。議案のとおり非農地証明を交付することに賛成する農業委員の挙手を求めます。

挙手全員であります。よって本件は可決と致します。

次に、議案第6号 その他の件について、

①農地等の利用の最適化の推進に関する指針の策定について
事務局より説明を求めます。

事務局
(中山)

それでは、議案第6号、農地等の利用の最適化の推進に関する指針の策定について、ご説明いたします。議案と別綴じでお送りしておりました、農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）という資料をお願いします。

これについては、平成28年4月1日付けで改正されました、農業委員会等に関する法律において、「農地等の利用の最適化の推進」が農業委員会の必須業務となり、その最適化の推進の公正な実施と、各現場での推進委員の活動の整合性を確保するために、農業委員会は「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」を定めるように努めなければならないこととされています。

(法第7条第1項)

農業委員会が指針を策定する時には、推進委員の意見を聞かなければならないとされており、今回の議案として提出させていただきました。この指針につきましては、農業会議より参考例が示され、全国的な目標を達成するための目標や推進方法が例示されております。本市においても向かう目標は同じであります。地域性や現在の状況を踏まえて土佐清水市としての指針とするため、一部本地域の実情に応じた形に変更して案を作成いたしました。

中身については、目を通していただいている方もいらっしゃると思いますが、時間も長くなりますので、要点のみ簡単にご説明させていただきます。

まず、第1の基本的な考え方について、土佐清水市の実情として、中山間地域が全体を占めており遊休農地の発生が進みつつある中で、法人や大口農家による飼料用稲の作付など土地利用型農業により水田の活用が図られており、省力化のための基盤整備の必要性が増していること。それから温暖な気候を活かした施設園芸の推進により、地域農業を底上げするために新規就農者やハウス用地の確保が課題となっていること、です。

この指針につきましては、農業委員会の改選期である3年ごとに見直しを行う予定で、国の目標に合わせて目標を平成35年に設定しております。

1枚めくっていただきまして左側、第2の具体的な目標と推進方法について、

説明いたします。

1番の遊休農地の発生防止・解消について

平成35年目標の遊休農地ゼロについては、なかなか大変な目標ではありませんが、今後の推進活動により、少しでも目標に近づけるようにしたいと思います。

遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法については、これまで通り法定業務を粛々と行っていき、農地中間管理事業の活用にも繋げていきます。

また、今後農地として活用できる見込みのない荒廃農地については現況に応じて非農地判断を行い、守るべき農地を明確化していきます。

次の右側のページをお願いします。

2番の担い手への農地利用の集積・集約化について

ですが、人・農地プランの作成及び見直しに中心的な役割を果たし、農地中間管理事業の活用検討など、他機関との連携により農地の利用の調整を行っていきます。

3. 新規参入の促進について、市や他機関と連携し、新規就農者の農地の借り入れ意向を把握したり、新規就農の受け入れとフォローアップ体制を整備し、後見人等の役割を果たすよう努めていきます。

少しご説明いたしますと、2枚目と3枚目の表がありますが、管内の農地面積について、現状値：平成30年4月638haというのと、平成30年3月で610haという、かい離がありますが、左の遊休農地の解消目標の(A)の数値につきましては、その下の※1を見ていただきますと、耕地及び作付面積統計における耕地面積と、農地法30条第1項の規定による農地の利用状況により把握した、同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入となっております。638haの中に1号農地の遊休農地、28ha(B)の数値が含まれている数字となっております。

右のページの担い手への農地利用の集積・集約化についての現状面積についてですが、630haの農地面積から遊休農地面積28haを差し引いた、610haが計上されているという表となっております。

以上、すみません、かいつまんでの説明で分かりにくかったところもあるかもしれませんが、以上を指針(案)としてご提案させていただきます。この内容につきましてご協議の程よろしく願いいたします。

議長

以上で、議案についての説明が終わりました。

事務局から説明があったとおり、この指針については、推進委員の意見を聞いたうえで、農業委員が策定することとなっております。事務局より(案)を提示していただきましたが、この件について、この後質問やご意見を農業委員と推進委員双方から出していただき、内容を協議し農業委員の採決により決定したいと思います。

農業委員と推進委員の両方にお聞きします。本件についての質問や意見があれば、挙手のうえ、指名を受けてから発言をしてください。

議長

あの、説明を聞いたうえでの質問、お願いします。

事務局
(中山)

すみません、事務局から補足で説明させていただきますと、最初のページの基本的な考え方につきましては、各地域の実状等が多く記載される項目になってますので、土佐清水市の実状に合わせて、文書については私が考えて作りました。一部全国的な部分については、作成例から引用している部分もあります。見直しについての考え方、3年後ごとの見直しなどは国の方針です。それから、平成25年のプランに合わせた10年後の平成35年を目標としている。というところも国の方針となっております。

それから、めくっていただきまして、2ページ、3ページめの活動方針につきましては、農地法に準じた取組・活動であることから、大まかには、国の示した参考例のとおりとなっております。

で、変えたところとしては、最終ページの新規参入・新規就農者とかの部分なんですけれども、全国的な部分では、新規就農者について下限面積をさらに下げるとかの方針も示されていたんですけども、本市としては下限面積は、国の法律でいくと5反のところを、土佐清水市独自で3反まで下げておりますので、その「新規就農者に対して面積を下げる。」というところについては削除しております。

それから、企業参入の推進についてですけれども、国の方針としては積極的な受入をとということでしたが、本市としては企業参入については、検討を行ったうえで必要と判断される場合は、支援を実施するということになっております。

補足は以上です。

議長

何か、聞いてみたいことはありませんか。

横山委員

遊休農地の現状 平成30年4月で4.39%、3年後が2.25%、それから35年4月で0%となっておりますが、だいたいもう今遊休農地でというのは、獣害があるか、生産性のない、そういう農地ということで、これはどういう・う～んまあまず、生産性の悪い小さい田んぼの中で、下ノ加江で言えばコンビニの上側の辺りのああい、こまい狭地の田んぼを中々今、農機が大型化していく中で担い手がおらんと、そういうところまで中々目標を達成するというのは、考えられにくいのですが、どうだろうか。

事務局
(中山)

いいですか。実はですね、この目標を立てるときに国が0を目標にしたんですけども、土佐清水市として0%、遊休農地面積0にするのがどうなんだろうという考えも私の中にありまして、そこは、ご協議していただけたらと思ひまして、とても良い意見を頂いたと思うんですけど、今後、明らかに農地としては使えないところは、事務局・推進委員さん・委員さんと皆で非農地化も進めていけたらと思っております、それから、今の市の非農地基準でいきますと、今後活用

が見込めない農地についての規定が薄いので、明らかに狭小で不整形で、もう誰も作り手おらんで、こんなところという土地もたくさんあると思うのですが、ただ、非農地基準に照らすと非農地が出せないところもたくさんありまして、県が示しているガイドラインとかもあるんですけども、そこでは、今後の活用見込みがない農地についても、非農地判断の判断基準としては入ってきています。それを土佐清水市の判断基準に含めるとか含めないとか、そういったことも考えた上で、本当に使える農地は残していく。基盤整備が必要であれば検討していく。それでも、どうしても宅地に挟まれた農地で、今後作り手おらんとか、非農地判断はこれまで出せなかったけれども、農地としては今後ここは絶対に作り手おらんでというようなところを、たとえば、非農地化できるようにならないか、というような検討を、今後行うなどして、できるだけ目標に近づけて行きたいと思っています。それでも、やっぱり0はおかしいろう、ということになったら妥当な面積については、事務局の方で試算してみても良いのかなとは思いますが、まあ、かっちりした数字にはならないかもしれませんが、これまでの遊休農地の増えるペースとか見てみまして、これぐらいやったら減らせるがやないろうか、という数字を出すことはできますけど、いかかでしょうか。

議長

事務局の説明が終わりました。その他ございませんか。

今、横山委員が言ったことは、皆重々分かっているとは思いますが・・・。

黒原委員

今回の、この数字ですけども理想的な数字であるが、実施可能な面積か数字なのか聞いたかったがです。それと、もう一つ、それを達成するために、農業委員や推進委員がどういった働きをすれば良いのかを聞いたかったです。

事務局
(中山)

私の個人的な考えで恐縮なんですけど、0というのは無謀やと思うんですよ、で、もし達成・・・ここで私が0としたのが、国が指針を作りなさいとしていて、国の目標が0と出ているので、0とせざるをえないのかなと思って入れた部分はあるんですけど、それでも、やっぱり実現可能な数字でないとなかなか進めるのにあたって目安にもならないので、どうだろうと思いつながらの案の作成でした。

なので、正直、私の中でも答えの出ないままの0という数字になったので、そういう意見が出ることも当然だだと思います。で、0にするためには、今の遊休農地を解消するのでは、絶対に無理だと思います。で、先ほど発言させていただいたように、今後使えない農地を非農地化していくということを進めるのが前提での目標であれば、もしかしたら可能かもしれませんが、ただ、かなり大変な数字ではあります。0というのは、ただ数字が設定しにくいというところもありまして、0以外の数字でなにか適当な数字を入れようと思ったら、それこそ、ざっくりとした適当な数字になってしまうので、どうせ適当な数字しか入れられないのであれば、国の目標に合わせて0にするかと思って入れたんですけども、一定簡単な根拠をつけたこのぐらいの数字っていう数字は出すことができるので、

0って言えば無謀って分かったでしょう、何か数字を入れた方が良いのではないかと、ということであれば、また、（案）を出させていただきます。

それから、具体的に何をしていたら良いかということなんですけど、ここに書かせて頂いた指針は、まあ、確かに、どんなことをする、何々を実施する、という大きなことしか書いてないので、細かい活動の内容につきましては、あまりちゃんとお示しできていない現状ではあります。

先月、農業委員さんと推進委員さんの役割分担を明確化しますと、お伝えしたばかりなんですけども、こちらにつきましては、全体の目標を設定した後に、どんな具体的な取組があるのかということは、また、改めて示させていただきたいと思います。

山本委員

はい、今の現況ななんですけど、立石にしても、布にしても遊休農地を利用して、あと何haかは増やして栽培することは可能なんですけども、実際に植えてないけど、借りた状態にして荒らしている人が何人か居るがです。そういうような遊休農地を耕して、栽培したいという気持ちがあっても、結局、貸手が県外だったり、亡くなったりして、その借りた方がたたきもしないし、管理もしないのに借りた状態なので、結局作りたくても作れない状況、そういう風な所たとえば、たとえばなんですけど、そういうところを私達で調べて行って、作る意向があるかどうか、もし、作らないのであれば、貸して頂ければ何haかは遊休農地を改善していくことが可能です。

議長

その他ありませんか。

中山委員

確かに難しい、その目標・・・国の指針が0だったら、事務局としては0にせないかん。国の指針に基づいてせないかん、現実には中々、横山委員が言うように現実には中々難しい、という間に挿まれるわけなんですけど、今後・・・今、考えるのは国の指針に基づいて、限りなく0に近づけるよう我々も努力をする、ということが定められるがやないろうか、決められるがやないろうかと思いますが、どうでしょう。

宮上委員

立石の山間部の遊休農地とか、本当に作っても採算が取れんようなとこばかりで、何か、圃場整備か何かしなければ、そういう農地は解消できんと思う。そういう制度が・・・。

横山委員

僕が思うのですが、やはり、大型の農家が増えていく、というか、集約化して、どんどん作るためには、そういう環境から整えて行かないかんと思うがよ。その中で、今うちの中で取り組みようその上に、もう少し、前に係の方が色々困っちゃう。やはり、地区外に出た人の、色々な反対があって、中々でき難い、圃場整備ができ難いことかがいっぱいあるやいか、そこら辺りがもうちょっと

こう、地区外の人らや言うたら、ほとんどが自分の田んぼが何処やら分からん。そんな人らがほとんどながよ。ほんじゃけん、そこらあたりは公的に、国がこうやりなさいと言うのであれば、もう少し国の方でそこら辺りを、地区全体で少々反対があってもやりますよ。というような、そんな制度ができれば、よいよ良いがやけどね。やりたいところは皆さんあると思うがよ、それでもできんがは、そこらあたりの問題やと思うがですがね。

事務局長

それは自分達も思ってますし、県もそういうことは言われて、国にそういうことを言っているんですけど、なかなかやっぱり固有の財産を、ご本人の同意なしに勝手にということは、今森林もそうなんですけど、来年から手入れされない森林は市町村が管理しなさい。という法まで定めちようけれど、最終的にはその人達がやってくれ、市に任せますということがないと出来ん。それを何とかしてくれと、ずっと言うてきたけれど、結局は一番、民法で財産権みたいながが、なかなか外せないということは、今の現状ではありますね。でも今、横山委員の言われたように、どこも全国的な課題だと思うので、徐々に一つずつちよと誰も本当に分からん人（所有者不明の土地）は、公告して、公共に使っても良いとかいうことで、ちよと緩和はされつつあるので、いずれはひょっとしたら、そんなになる時代が来るのやもしれませんが、それは、自分たちが上位組織に要望なりをしていかないといかんとは思っています。

横山委員

僕もね言いようことが、無茶なことや思うがで、理解はしちょうがやけんどね、今のままでは中々ね、いかんと思うね、そこ辺りどうしたら良いかな、今の遊休農地の今現在の遊休農地をいかに担い手に作ってもらうか、もうやっぱりあこ、なんともならんけん作ってや、いうとこは、皆さんがなんともならんけん辞めたとこばっかりやろう、そこら辺り何ぼ推進委員や言うたち中々ねえ・・・。

中山委員

僕の個人的な意見ですけど、ここはやはり、農業委員会とか、まあ、農業に関係する機関が、やっぱり、国に働きかけ、各地区からの働きかけによって、布の田んぼ、田ノ内の田んぼ、下ノ加江の一部とか、まあ三崎らでも、下川口貝ノ川でも、いっぱいそんな土地あらね、そういう土地をやっぱり作りたい人がおるけんど作れんとか、それから基盤整備するけど1名2名反対があつてどうしても出来んとかいうのを、何とか緩和するような、課長も言いよつたけんど、それを強力に進めるような、その、機関があれば良いな、その、耕作しよらんけん、農業委員会に対して作らんがやたら何とかしてくれ、といえるようなものがあれば良いになと思いますけどね。

やはり、どこの地区でも、構造改善するとか、基盤整備するとかとなると、何名かの反対があつて、なかなかそれに踏み切つて行けんいうのが、どこもあると思います。その1名2名の反対によって、その地区全体がその、どういふかその発展が出来ていかない、農地を耕作することができない、近所の人も耕作

出来ないというような状況を、何とか解決すべきは、農業委員会の力の見せ所やないかと思うんですけどね今後の。

山本委員 そのことを少しあの、国のがで聞いたことがありまして、その時に荒れていて使っていない土地の税金を上げるという感じで、作っている農地はそのままなんですけど、作っていなくて荒らしている農地の税金を4月か5月の時点で上げると言うことで、そういうことで皆あの、たとえば、作ってなくても耕しに帰って来るとか、作ってもらうとか、そういう風になったらいいなと思って、国の方もやってくれてはいるんですけど・・・。

中山委員 税金を少々上げたち、せん人はせんと思うし、違う方向での耕作、その人に整備するがの同意をしてもらうようなものがあればいいのにね。

宮上委員 まずは、そのための環境を整えなあね、新規就農者が増えるような整備をしていかないといかんね。

議長 事務局、どうですか、まだ審議続けますか？

事務局
(中山) あの、それでしたら、今お話していただいているのが、今後のまさに具体的な、どんなことが出来るかという方策についての、ご協議までしていただきましたので、今定めたいこの指針というのは土佐清水市の農業委員会、推進委員さんを中心に、農地を利用最適化していくために、どんな目標に向かって皆が進んで行くかというものです。それぞれが、それぞれの考えで進むのではなくて、大きな目標があってそこに皆さんで進むことで、最終的にその大きな目標を達成しようという、皆さんの進む方向を明示したようなものになりますので、まあ、大きな方針に、こういう方針ではいかんがやないかとか、これはおかしいのではないかとかが無ければ、一旦指針としては策定して頂きまして、そのあとの具体的な方策については、今、お話いただいたような、具体的に何が出来るかということは、今後協議していけたらなと思うんですけど、お示した案の中で、この方針ここはどういう意味だろうとか、この方針はうちにはそぐわないのではないかとか、土佐清水市の大きな目標として考えて頂いた時に、この指針の案がどうかというところで、考えて頂いてですね、基本的には国の大きな目標を指標にはして作っていますので、法に外れたようなことは載っていないんですけども、まあ、先ほどちょっとご説明したように、たとえば農地を所得するときの下限面積であれば、法では50a、5反となっておりますけど、土佐清水市では地域性に合わせて30aにしています。で、そこまでハードルを下げているので、新規就農者だけ別にハードルを下げるとい部分については、指針の案からのける訳なんですけれども、やっぱり3反、新規就農では厳しいので、もうちょっと下げれば良いんじゃない。とか、そういうご意見があれば変更、

まあ、今のは例えばなんですけど、したら良いとは思うんですけども、大きな目標と考えてください。その数字もですけども、その、これを達成しないと
いけない、みたいなものではないんです。この目標に向かって、農業委員さん
推進委員さんが同じところに向かって歩き出そうというようなものになってます。
そう考えた時に、内容がどうか考えてもらえればなと思いますけど。

また、もし本日策定となった場合もですけど、ひょっと後日、ここは変えたら
良いんじゃないか、ということについては随時ご意見をいただけたら審議して
行きたいと思います。3年後じゃないと変えれんというものじゃないですので、
一応目安として、3年に1度は見直ししますということにしていますけど、必要に応
じて話し合いをしていけたらと思いますので、策定についてはいかがでしょうか。

議長

この件については、事務局の方から出してもらった意見に、同意できるように
あれば、どうかと思うますが、これ、という意見があれば、出してください。

ありませんか。

無いようですので、これで採決に移ります。

議案第6号 ①農地等の利用の最適化の推進に関する指針の策定について
を、おはかりします。議案のとおり指針を策定することに賛成する農業委員の
挙手を求めます。

挙手全員であります。よって本件は議案のとおり指針を策定いたします。

次に 議案第6号 その他の件について

②次回開始日について

次回の定例会は、4月4日（木）とします。

会場は、土佐清水市役所 第一会議室にて行います。

例年、4月は人事異動もありますので歓送迎会を行っておりますが、今回は
どういたしましょうか。

歓送迎会をするようであれば、4日の午後3時30分より開会

歓送迎会をしない。もし、誰も移動が無いようでしたら、10時から行います。

事務局

そうしましたら、次の議案書発送のときに時間を案内します確認してください。

その他、何かありませんか。

無いようですので、これで3月の定例会を閉会します。